

日本渡航医学会ハラスメント防止宣言

2024年7月23日

一般社団法人日本渡航医学会（以下、本学会）は、医師、歯科医師、看護職、薬剤師など医療有資格者のみならず、実際に海外医療を担当している者など多職種で構成されており、海外渡航に関連した様々な問題を改善すべく活動を行っている。会は講演、発表、シンポジウムの他に、症例呈示、製品紹介、体験者談などを含めた幅広く自由な雰囲気とし、会員・非会員の区別なく、全ての参加者が自由かつ対等にアイデアと意見の表明・交換・議論を行う場を提供するものである。

本宣言では、修学・教育・研究上や職務上の、あるいは性別、人種、民族、国籍、宗教、思想、年齢、性的指向、性同一性、外見、身体的特徴、障害の有無など人がもつさまざまな属性に基づく当事者間の力関係の非対称を濫用して、本学会員とそれに関係する人々の権利や尊厳を脅かし、公正かつ安全な教育・研究・労働環境を損なう行為や言動を広く指して、ハラスメントと呼ぶ。ここには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどが含まれる。また、ハラスメントは上司と部下、教員と学生といった正式な身分関係にある者の間にのみ起こりうるわけではない。

本学会が主催する会においては、いかなるハラスメント行為も容認しない。

本学会は職務上の地位や性別に関係なく全ての会員および関係者をハラスメントに起因する問題から保護し、人権に配慮した学会事業を推進することをここに宣言する。

本学会は、「日本渡航医学会ハラスメント防止宣言」に基づき、以下の取り組みを行う。

- (1) 日本渡航医学会ハラスメント防止指針を作成する。
 - (ア) 指針では、修学・教育・研究上や職務上の、あるいは性別、人種、民族、国籍、宗教、思想、年齢、性的指向、性同一性、外見、身体的特徴、障害の有無など人がもつさまざまな属性に基づく当事者間の力関係の非対称を濫用して、本学会員とそれに関係する人々の権利や尊厳を脅かし、公正かつ安全な教育・研究・労働環境を損なう行為や言動を広く指して、ハラスメントと定義する。
 - (イ) 適用範囲は、本学会が主催するあらゆる会において、会員・非会員の区別なく、全ての参加者とする。対面だけでなく電話、手紙、メール、SNSにおける言動も含む
 - (ウ) ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに関連する相談の手順を整える。
ハラスメント対策委員会は、ハラスメント行為の調査・判断・処分を行い、再発防止策を学会に対して提案する。ハラスメント行為を受けた人のケアに努める。
- (2) 学会ホームページ等による広報活動と啓発活動を継続し、定期的な研修や講演の実施によりハラスメント問題に対する会員の関心と理解を深める。